

函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略および函館市活性化総合戦略に基づき、函館市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）から函館市に移住して就業または起業等をする者が移住支援金の対象者要件を満たす場合に、予算の範囲内で移住支援金（U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）およびこの要綱に基づき交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付することについて、道実施要領および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の場合にあつては100万円に当該世帯の世帯員（申請日の属する年度の4月1日以後に18歳に達する者に限り、移住支援金の申請者および当該者の配偶者を除く。）1人につき100万円を加算した額とし、単身の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号，第3号，第4号または第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア，イおよびウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持

統的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）および令和２年国勢調査結果において平成２２年国勢調査結果から人口が１０％以上減少した市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間における修業年限（高等専門学校においては２年）を上限とし、本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成３１年４月１日以降に、函館市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後１年以内であること。
- (ウ) 函館市に、移住支援金の交付申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である，または外国人であつて，出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者および世帯の申請をする場合の世帯員のいずれも，住民票を移す直前の 10 年間に地方公共団体から移住支援金を受給していないこと。ただし，当該受給に係る移住支援金を全額返還した者および当該受給に係る申請時に 18 歳未満の世帯員であった者が 5 年以上経過して 18 歳以上となった者で，北海道との協議により認められた者を除く。

(エ) その他北海道および市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し，応募日はマッチングサイトに移住支援金の対象として当該求人が掲載された日以降であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし，北海道および市長が移住支援金の対象として認める場合はその限りでない。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて上記 (イ) のマッチングサイトに掲載された移住支援金対象法人に就業し，申請時において当該法人に在職していること。

(オ) 当該法人に，移住支援金の交付申請日から 5 年以上，継続し

て勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

北海道が実施するプロフェッショナル人材事業または金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は，次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において，移住支援金の交付申請日から 5 年以上，継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく，自己の意思により移住した場合であって，函館市を生活の本拠とし，移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 原則，恒常的に通勤することなく，函館市において週 20 時間以上テレワークにより勤務すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で，所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

移住支援金の申請前 1 年以内に北海道が実施する地域課題解決型

起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

(5) 本事業における関係人口に関する要件

次のアおよびイに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 対象者要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 函館市に在住歴がある，または函館市内の高等学校，高等教育機関もしくは高等支援学校に通学したことがあること。

(イ) 函館市お試し移住事業を利用したことがあること。

(ウ) 函館市奨学金返還支援事業における交付対象者の認定を受けていること。

イ 地域の担い手確保の要件

アの対象者要件の(ア)または(イ)に該当する場合，次の(ア)，(イ)または(ウ)のいずれかに該当すること。

(ア) 次に掲げる就業に関する事項のいずれにも該当すること

a 函館市が移住支援金の対象として函館しごとネットに掲載している求人に応募し，申請時において当該就業先に在職していること。

b 就業者にとって3親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし，北海道および市長が移住支援金の対象として認める場合はその限りでない。

c 当該就業先に，移住支援金の交付申請日から5年以上，継続して勤務する意思を有していること。

d 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

(イ) 函館市内で農林水産業に就業すること。

(ウ) 次に掲げる起業に関する事項のいずれにも該当すること。

a 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社，合同会社，合名会社，合資会社，企業組合，協業組合，特別非営利活動法人等の設立を行い，その代表者として，法人の

登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること。

- b 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者を1人以上雇用していること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- d 当該個人事業主、法人または法人の役員が、函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次のアからオに掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に、函館市に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付申請および実績報告）

第4条 移住支援金の申請者は、交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前条第2号および第5号イ(ア)に該当する場合 別記第2号様式

(2) 前条第3号に該当する場合 別記第3号様式

(3) 前条第5号に該当する場合 別記第4号様式

(4) 前各号に定めるもののほか、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号、第3号、第4号または第5号の要件、また、世帯向けの金額を申請する者については同条第6号の要件に該当することを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(対象者要件に関する見込みの報告)

第5条 移住支援金の交付申請日から5年以内に函館市から転出する見込みとなった場合、または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定および額の確定等)

第6条 市長は、第4条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定兼確定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、再交付願（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定兼確定通知書（再交付）（別記第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金は、前条の交付決定兼確定後において交付するものとする。

(移住支援金の返還)

第8条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると北海道および市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の交付申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市から転出した場合

ウ 第3条第2号に係る就業において、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第4号に係る交付決定を取り消された場合

オ 第3条第5号に係る函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第9条 市長は、移住支援金の申請および交付に関する情報、移住支援金返還対象者に関する情報について、北海道に共有することとする。
また、北海道は、第3条第4号に係る交付決定に関する情報について、速やかに函館市に共有することとする。

(報告および立入調査)

第10条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者および交付を受けた者ならびに移住支援金対象法人の登録申請者および移住支援金対象法人に対し、報告および立入調査を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と函館市が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条，第 3 条および第 5 条の規定は，この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し，同日前に移住等をした申請者については，なお従前の例による。

附 則

この要綱は，令和 5 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定は，この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し，同日前に移住等をした申請者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に移住等をした申請者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に移住等をした申請者については，なお従前の例による。

別記第1号様式（第4条関係）

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付申請兼実績報告書

申請年月日 年 月 日

函館市長 様

函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒 函館市	転入日	年 月 日
メールアドレス		電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）	同時に移住した家族の人数のうち18歳未満の世帯員の人数	人
		テレワーク		起業		
		関係人口				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「U I J ターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して函館市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業または起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して就業または経営する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 函館市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元の住所（住民票を移す直前までの10年間の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

5 東京23区内への通勤（通学）履歴（移住要件の東京23区内への通勤者に該当する場合のみ記載）

期間	所在地	事業所名（学校名）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒 東京都 区	
年 月 日 ～ 年 月 日	〒 東京都 区	

6 移住後の勤務状況

勤務先・所属部署	
勤務先の所在地	〒
（テレワークの場合のみ記載） 勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 移住支援金交付申請額 金 円

8 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書その他提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 函館市在住の証明書類（住民票の写し等。世帯の場合は同一世帯であることが確認できる書類）
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (4) 就業の場合：就業先が交付した就業証明書（別記第2号様式）
起業の場合：北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
テレワークの場合：就業先が交付した就業証明書（別記第3号様式），
個人事業主・フリーランスにあつては就業時間を証明できる書類および移住元の業務を継続して実施していることがわかる書類（開業届の写し等）
関係人口の場合（全員）：関係人口認定申請書（別記第4号様式）
関係人口の場合（在住歴がある場合のみ）：函館市在住歴の証明書類（戸籍附票の写し等）
関係人口の場合（通学歴がある場合のみ）：函館市内通学歴の証明書類（卒業証書の写し等）
関係人口の場合（函館市お試し移住事業を利用した場合のみ）：利用したことを確認できるもの
関係人口の場合（函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者の認定を受けている場合のみ）
：函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定通知書の写し
関係人口の場合（就業の場合のみ）：就業先が交付した就業証明書（別記第2号様式）
関係人口の場合（農林水産業への就業の場合のみ）：就業を証する書類の写し等
関係人口の場合（起業の場合のみ）：開業届出済証明書その他在勤地を確認できる書類，
雇用保険適用事業所設置届の写し，
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等
- (5) 移住元の在住に関する証明書類：住民票の除票の写し，戸籍の附票の写し，住民票の写し等（世帯の場合は，移住元において同一世帯であったことが確認できること。）
- (6) 移住元の就労に関する証明書類（東京23区内への通勤者に該当する場合のみ添付）

ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者

- (ア) 移住元で就業していた企業等の就業証明書（移住元での通勤期間や通勤先を確認できる書類。就業証明書の提出が難しい場合は，退職証明書や離職票等，移住元での在勤地，在勤期間を確認できる書類）
- (イ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票，雇用保険被保険者証の写し等）

イ 法人経営者または個人事業主であった者

- (ア) 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
- (イ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

※ 審査のため，記載以外の書類を求めることがあります。

管理コード（北海道および函館市使用欄）	
---------------------	--

別紙 1

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の 交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告および立入調査について、北海道および函館市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額または半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 交付要綱第3－(2)において、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 函館市が実施する「函館市奨学金返還支援事業補助金」に係る交付対象者の認定を取り消された場合：全額
 - (6) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される函館市からの確認により、現況の報告を求められた場合にはそれに応じます。

別紙 2

U I J ターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い

北海道および函館市は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）ならびに北海道および函館市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道および函館市は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、または確認する場合があります。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

就業証明書（一般・専門人材・関係人口用）

年 月 日

函館市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態 (一般・専門人材の場合)	☐ 週 2 0 時間以上の無期雇用である ☐ 週 2 0 時間以上の無期雇用ではない
勤務者と代表者 または取締役な どの経営を担う 者との関係 ※北海道マッチングサ イトまたは函館しごと ネットでマッチングの うえ就業した場合	☐ 3 親等以内の親族に該当する ☐ 3 親等以内の親族に該当しない
プロフェッショ ナル人材事業ま たは先導的人材 マッチング事業 を利用している 場合のみ	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業 ☐ 目的達成後に離職することが前提である ☐ 目的達成後に離職することが前提ではない

U I J ターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道および函館市の求めに応じて、北海道および函館市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第3号様式（第4条関係）

就業証明書（テレワーク用）

年 月 日

函館市長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	〒
勤務者住所 （移住後）	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	☐ 所属先企業等からの命令（転勤，出向，出張，研修等含む）である ☐ 所属先企業等からの命令（転勤，出向，出張，研修等含む）ではない
雇用形態	☐ 週20時間以上の無期雇用である ☐ 週20時間以上の無期雇用ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ （地方創生テレワーク型））またはその前歴事業による資金提供をしていない

UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道および函館市の求めに応じて、北海道および函館市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

関係人口認定申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者住所	
氏 名	

関係人口に関する要件として、下記のとおり申請します。
なお、函館市から関係する機関等に対し、私および世帯員に関する情報を提供し、内容についての確認を行うことについても承諾します。

記

1 対象者要件

※ 該当する欄に○を記載してください。

該当	要件
☐	函館市に在住歴がある、または函館市内の高等学校、高等教育機関（大学・短期大学・専門学校等）もしくは高等支援学校に通学したことがある。
☐	函館市お試し移住事業を利用したことがある。
☐	函館市奨学金返還支援事業における交付対象者の認定を受けている。

2 地域の担い手確保の要件 ◀

※ 該当する欄に○を記載してください。

該当	要件
☐	「函館しごとネット」の移住支援金対象の求人に応募し、函館市内の事業所（3親等以内の親族が経営する法人を除く。）に就業し、現在、在職している。
☐	函館市内で農林水産業に就業している。
☐	函館市内で個人事業を開業または株式会社等の設立を行い、その代表者として法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っている。

【函館市使用欄】				
照会：	年	月	日	[]
回答：	年	月	日	[]
認定 ・ 不認定				

年 月 日

様

函館市長

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の
交付決定兼確定通知書

函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、 年 月 日申請の移住支援金の交付については、下記のとおり決定し、確定したので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 移住支援金の額 円
- 2 移住支援金交付の時期
- 3 付帯条件
 - (1) この通知に係る移住支援金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。
 - (2) 移住支援金の交付申請日から5年以内に函館市から転出する見込みとなった場合、または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) この移住支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (4) 事業の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (5) 事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、および関係する場所に立入調査を行うことがある。報告および立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(6)に定める返還請求を行う場合がある。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額または半額の返還を

請求する。

ア 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 交付要綱第3－(2)において、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」に係る交付決定を取り消された場合：全額

オ 函館市が実施する「函館市奨学金返還支援事業補助金」に係る交付対象者の認定を取り消された場合：全額

カ 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額

(備考)

1 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について

(1) この通知書はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(3) 移住支援金を受領した者に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

(1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

函館市 U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の
交付決定兼確定通知書再交付願

年 月 日

函館市長 様

函館市 U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定
兼確定通知書について，再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付 の理由			
通知書の 利用目的			

別記第7号様式（第6条関係）

年 月 日

様

函館市長

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の
交付決定兼確定通知書（再交付）

函館市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、 年 月 日付けで発行した函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定兼確定通知書について、同要綱第6条の規定により再交付します。

記

- 1 移住支援金の額 円
- 2 移住支援金交付の時期
- 3 付帯条件
 - (1) この通知に係る移住支援金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。
 - (2) 移住支援金の交付申請日から5年以内に函館市から転出する見込みとなった場合、または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) この移住支援金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (4) 事業の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (5) 事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、および関係する場所に立入調査を行うことがある。報告および立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(6)に定める返還請求を行う場合がある。

(6) 次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額または半額の返還を請求する。

ア 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 交付要綱第3－(2)において、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」に係る交付決定を取り消された場合：全額

オ 函館市が実施する「函館市奨学金返還支援事業補助金」に係る交付対象者の認定を取り消された場合：全額

カ 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額

(備考)

1 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について

(1) この通知書はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(3) 移住支援金を受領した者に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

(1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

(2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--